

農作物〔水稻・麦〕共済制度のあらまし

このあらましは、農作物（水稻・麦）共済への加入に当たり、加入される農家（組合員）の方々にあらかじめご理解いただきたい内容を整理したものです。共済細目書（異動申告票）提出時や被害申告時にご覧いただきますとともに、ご不明な点がございましたら最寄りの農業共済組合までお問合せ願います。

NOSAI 岩手：HP <http://www.nosai-iwate.or.jp> * 表記上、農家と組合員を同一に取り扱っております。

(1) 加入できるのは

- ☞ 水稻の耕作面積が当然加入基準面積（下表参照）以上の農家及び麦の耕作面積が10 a以上の農家の方は、必ず加入していただくことになっております（当然加入制）。具体的には、水稻共済細目書異動申告票を5月15日までに、麦共済細目書異動申告票を10月20日（宮古地域・岩手北部組合は10月10日）までに提出していただきます。
- ☞ 新規需要米（飼料用米・米粉用米）についても水稻共済の引受対象となっておりますので、これを含めた耕作面積の取り扱いとなります。
- ☞ また、水稻の耕作面積が当然加入基準面積に満たない場合は、農家の意思で任意に加入できます。水稻共済細目書異動申告票の提出時において確認させていただきます。

当然加入基準面積	組 合 名
25 a	磐井、東南部、宮古地域、岩手北部
30 a	盛岡地域、岩手中部、胆江地域

- ☞ 特定農業団体等、集落営農組織が設立された場合、組織の規約や構成員の合意内容により次のどちらかで加入することとなります。法人組織の場合は、法人名での加入となります。

農業共済資格団体	地域集団一括引受
加入するには次の3つの条件があります。 ①構成員が組合の区域内に住所を有していること。②利益の配分を構成員が共同で行っていること。③共済掛金の分担、共済金の分配方法が規約に定められていること。特定農業団体等の組織は、原則としてこの加入方法となり、組織で加入方式を決めています。 例）特定農業団体（または、同様の要件を満たす組織）	組織内の合意によって、共済加入は従来どおり、構成員個々との契約となります。共済細目書や共済掛金等の取りまとめを組織の代表者が行い、一括して組合に提出していただきます。また、共済金は組織に一括して支払うため、組合と組織代表者で契約書を取り交わします。 構成員の自留地は、この契約から除かれます（別途加入扱い）。

(2) 加入できる方式とその内容（別添参照）

- ☞ 水稻・麦の異動申告票や細目書を提出時には、加入方式・補償割合・単位当たり共済（補償）金額を選択のうえ申告してください。
- ☞ 加入方式・補償割合・単位当たり共済金額の年度途中での変更はできませんので、選択時には注意してください。

- ☞ 県内組合で規定している加入方式・補償割合の内容は別添のとおりですので、この中から経営実態に併せて選択してください。

(3) 補償期間は

- ☞ **水稻** 本田移植期（直播の場合は発芽期）から収穫するまでの期間となります。
ただし、通常の圃場乾燥期間中に限り補償期間に含まれます。
- ☞ **麦** 発芽期から収穫するまでの期間となります。
- ⑨ 圃場から搬出した時点で補償対象外となります。
- ⑨ 移植期・発芽期とは、その地方の通常肥培管理により、通常の収穫量を期待し得る移植期間、発芽期間をいいます（栽培暦等による移植期・播種期）。
- ⑨ 収穫期とは、収穫の適期に刈取り、圃場より搬出することをいいます。

(4) 基準収穫量の設定

- ☞ 基準収穫量とは、その年の天候を平年並みとし、肥培管理なども普通一般並みに行われたとしたときに期待し得る収量のことで、いわゆる平年収量です。したがって、「被害なかりせば収量」とは異なり、平年的な減収は見込まれたものです。耕地ごとの共済金額や共済掛金の計算の基礎となり、被害があった場合の共済金支払いの基礎となります。
- ☞ 基準収穫量は、耕地ごとに定められた 10 a 当たりの基準収穫量（「基準単収」といいます。）に、その耕地の面積を乗じて算出されます。

□「基準単収」の決定方法（水稻の例）

順 序	方 法
農林水産省	農林水産省経営局長は、毎年、農林水産統計の県ごとの 10 a 当たり平年収量に基づき、基準収穫量決定の基礎となる単収を定め、県に通知します。
都道府県	知事は、農林水産統計の市町村別資料の最近 5 か年間のものを選択し、組合ごとの平均単収を算定し、組合別に単収を決定、組合に指示します。
組 合	組合は、引受けを行った耕地ごとに収量等級による単収又は前年産の基準単収のうちいずれか一つを基礎とし、耕地条件、肥培管理、過去の被害実績等を参酌して基準単収を定めます。
耕 地	必要があると認める場合は、損害評価会に諮って基準単収を定めます。組合の平均単収は知事の示した単収に対して 95%～100%の範囲内とします。

- ⑨ 組合が定める収量等級は、地域別又は大字単位等ごとに損害評価会で決定され、10kg 単位の刻みで設定されております。
- ⑨ 有機栽培等、慣行栽培に適用する基準単収と異なる単収を設定する必要があると判断された場合には、実態に応じた適正な単収を設定します。
- ⑨ 全相殺方式の場合は原則、当該農家（組合員）がカントリーエレベータ等に出荷した過去 5 か年のうち中庸 3 か年の平均した数値（「平均単収」といいます。）を使用します。

(5) 補償金額（共済金額）の設定は

☞ 補償される金額（契約金額）は、加入する方式ごとに、次により計算されます。

加入方式	計 算 方 法												
一筆方式	選択した補償割合 ⑨ 〔耕地ごとの基準収穫量×7割、6割、5割〕×1kg当たり補償額												
半相殺方式	選択した補償割合 ⑨ 〔農家の総基準収穫量×8割、7割、6割〕×1kg当たり補償額												
全相殺方式	選択した補償割合 ⑨ 〔農家の総基準収穫量×9割、8割、7割〕×1kg当たり補償額												
水稻 品質方式 麦 災害収入共済方式	<table><tr><td>選択した補償割合</td><td>最高割合</td><td>最低割合</td></tr><tr><td>最高補償割合 9割の場合</td><td>基準生産金額×（9割～6割）</td><td></td></tr><tr><td>最高補償割合 8割の場合</td><td>基準生産金額×（8割～6割）</td><td></td></tr><tr><td>最高補償割合 7割の場合</td><td>基準生産金額×（7割～6割）</td><td></td></tr></table> * 最高補償割合（9割、8割、7割）のいずれかを選択した後に、最高割合から最低割合の範囲内で選択補償割合を選択することになります。	選択した補償割合	最高割合	最低割合	最高補償割合 9割の場合	基準生産金額×（9割～6割）		最高補償割合 8割の場合	基準生産金額×（8割～6割）		最高補償割合 7割の場合	基準生産金額×（7割～6割）	
選択した補償割合	最高割合	最低割合											
最高補償割合 9割の場合	基準生産金額×（9割～6割）												
最高補償割合 8割の場合	基準生産金額×（8割～6割）												
最高補償割合 7割の場合	基準生産金額×（7割～6割）												

⑨ 1 kg 当たりの補償額は、直近年産の県ごとの米価格センター指標価格及び加工用米農家手取価格等を基礎として国から毎年告示されます。

⑩ 組合共済規程により、毎年告示される最高額を選択することとしておりますが、農家の希望によっては最高額から第 6 位の金額の間で選択することもできます。〔申込みは水稻共済については 5 月 15 日までとなります。〕

☞ 【計算例 水稻主食用米】 加入面積 10 a 基準収穫量 500kg（基準単収 500kg）
1 kg 当たり補償額 195 円（平成 24 年産補償単価最高額）

加入方式	補償割合	補償額
一筆方式	7 割	$(500\text{kg} \times 0.7) \times 195 \text{ 円} = 68,250 \text{ 円}$
	6 割	$(500\text{kg} \times 0.6) \times 195 \text{ 円} = 58,500 \text{ 円}$
	5 割	$(500\text{kg} \times 0.5) \times 195 \text{ 円} = 48,750 \text{ 円}$
半相殺方式	8 割	$(500\text{kg} \times 0.8) \times 195 \text{ 円} = 78,000 \text{ 円}$
全相殺方式	9 割	$(500\text{kg} \times 0.9) \times 195 \text{ 円} = 87,750 \text{ 円}$

※飼料用米の平成 24 年産補償単価最高額は 40 円となっております。

(6) ご負担いただく掛金は

☞ 農家のみなさまにご負担いただく掛金は、次により計算されますが、加入方式、補償割合、単位当たり補償額、掛金率によりそれぞれ異なります。

掛金 = 補償金額（共済金額）× 掛金率

農家負担掛金 = 共済掛金 × 1/2（国が半額を負担）

⑨ 共済掛金のほかに賦課金等も同時に納入していただくこととなります。

☞ 共済掛金等の払込期限は、水稻共済が 7 月 31 日、麦共済は 1 月 31 日となっております。

☞ なお、共済掛金等の納入については、お手元に納入告知書（もしくは振替通知書）が届きますので、それに基づいて納入くださるようお願いいたします。共済掛金等の払込期限が土曜・日曜・祭日等の休日の場合は、民法第 142 条の規定を適用し、その翌日の納入であっても期限内納入とします。

☞ 【計算例 水稲主食用米】 掛金率：５％の場合（全方式同一とした場合）。

補償金額：上記計算例より。

加入方式	補償割合	補償金額	共済掛金合計	組員負担額
一筆方式	７割	68,250 円	3,413 円	1,707 円
	６割	58,500 円	2,925 円	1,463 円
	５割	48,750 円	2,438 円	1,219 円
半相殺方式	８割	78,000 円	3,900 円	1,950 円
全相殺方式	９割	87,750 円	4,388 円	2,194 円

⑨ 補償割合が高くなるほど実際の掛金率は高くなります。

⑨ 組合の掛金率は過去の実績被害率により算定されますので、組合ごとに異なります。

⑨ 農家個々の掛金率は過去の実績被害率に応じて設定されます（危険段階別共済掛金率）。

⑨ 掛金率は３年ごとに改定されます。

（７）共済関係の除外指定

☞ 次の項目に該当する耕地があるときは、その耕地ごとに都道府県知事の認定を受けて、共済関係から除外（該当耕地を水稲共済加入面積に含めない。）する制度を設けております。

① 共済事故の発生が相当の確実さをもって見通されること（発生が確実なこと）。

② 基準収穫量の適正な決定が困難であること。

③ 穀実の収穫を目的としないこと。（青刈稲、WCS）

〔米穀の生産調整実施要領に定める新規需要米取組計画認定結果に基づく飼料用米は穀実の収穫を目的としておりますので、原則、除外対象となりません。〕

④ 通常の肥培管理が行われず、又は行われないおそれがあること。

引受除外の手続きは、共済細目書の摘要欄に引受除外する事由を記載して提出します。組合では申告内容の検討、または現地調査の結果、除外指定の必要を認めたものについて、当該耕地のリストを作成し除外年限を定めて当該事由の認定を県知事に申請します。組合では必要があると認めたときは、損害評価会の意見を聞きます。

（８）損害通知

引受方式	損害通知（被害申告）の目安
一筆方式	耕地ごとに３割（７割補償を選択した場合）、４割（６割補償を選択した場合）、５割（５割補償を選択した場合）を超える減収が見込まれる場合に、その耕地ごとに損害通知を提出してください。
半相殺方式	農家ごとに総基準収穫量の２割（８割補償を選択した場合）、３割（７割補償を選択した場合）、４割（６割補償を選択した場合）を超える減収が見込まれる場合に、その減収が見込まれる耕地ごとに損害通知を提出してください。増収耕地は基準収穫量で計算されるため提出は不要です。特例として、一筆全損耕地である場合は一筆方式（７割補償）で支払対象となります。

全相殺方式	農家ごとに総基準収穫量の1割（9割補償を選択した場合）、2割（8割補償を選択した場合）、3割（7割補償を選択した場合）、を超える減収が見込まれる場合に、加入している耕地ごとに被害の有無を記入した損害通知を提出してください。特例として、一筆全損耕地がある場合は一筆方式（7割補償）で支払対象となります。
水稻 品質方式 麦 災害収入共済方式	農家ごとに基準生産金額の1割（9割補償を選択した場合）、2割（8割補償を選択した場合）、3割（7割補償を選択した場合）を超える生産金額の減少が見込まれる場合に、加入している耕地ごとに被害の有無等を記入した損害通知を提出してください。

⑨ 収穫期の損害通知（被害申告届）には、あらかじめ耕地情報が印字されておりますので、ご確認のうえ適切に届けてください。

(9) 共済金が支払われる災害は

共済金の支払対象となる災害は、風水害、干害、冷害、その他気象上の原因（地震及び噴火を含みます。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による農作物の減少となります。水稻の品質方式、麦の災害収入共済方式にあっては、上記災害による減収に加えて品質の低下に伴う生産金額の減少も含まれます。

注意 ただし、下記の損害については、共済金は支払われません。

1) 共済責任期間外に発生した損害

- ア 水稻は移植適期前に苗代の苗に発生した被害(直播の場合は発芽期前に発生した被害)
- イ 麦の発芽期前に発生した被害
- ウ 水稻及び麦の収穫後又は圃場乾燥を終えて搬出後の被害

2) 共済事故以外の原因による損害 例) 防除用薬剤の薬害による被害等

(10) 損害評価の方法は

1) 組合が行う現地評価

① 全筆調査（悉皆調査）

組合は、一筆方式及び半相殺方式で被害があったとして損害通知のあった全耕地について、損害評価員3名以上による班を編成し、収穫期に検見又は実測の方法により収穫量を調査します。また、全相殺方式、品質方式及び災害収入共済方式は、損害通知のあった農家について、乾燥調製施設（カントリーエレベータ・ライスセンター）における計量結果や銘柄ごとの出荷数量等の調査を行うほか、現地圃場で共済事故の確認や分割評価の有無等を確認します。なお、全相殺方式で収穫物が乾燥調製施設等に搬入されない耕地は、収穫期に検見又は実測調査を行います。

② 抜取調査

一筆方式及び半相殺方式にあっては、全筆調査（悉皆調査）の結果を検証するため、損害評価地区（損害評価員の班）ごとに全筆調査を行った筆（耕地）のうちから10筆以上を任意に抽出して、損害評価会委員及び組合の職員により実測及び検見の方法により収穫量を調査します。

2) 連合会の現地評価

連合会は、一筆方式及び半相殺方式の組合調査結果を検証するため、組合が行った全筆調査のうちから、組合ごとに定めた筆数について実測及び検見の方法により収穫量を調査しま

す。全相殺方式、品質方式及び災害収入共済方式は、組合が行った出荷数量等調査の中から一定数を抜き取って同様の調査を行います。

- ⑨ 一筆方式、半相殺方式及び全相殺方式（基準収穫量を収量等級で設定した場合）で収量とする基準は、ふるい目 1.8mm 上に残った玄米はすべて収量とみなされます。

(11) 損害評価の方法は

引受方式ごとの共済金の計算は、下表に基づき算出されます。

加入方式	計 算 式
一筆方式	$(\text{耕地ごとの引受収量} - \text{収穫量}) \times 1 \text{ kg 当たり補償額}$
半相殺方式	$(\text{農家ごとの総引受収量} - \text{収穫量}) \times 1 \text{ kg 当たり補償額}$
全相殺方式	$(\text{農家ごとの総引受収量} - \text{収穫量}) \times 1 \text{ kg 当たり補償額}$
水稻 品質方式 麦 災害収入共済方式	最高補償割合 9 割を選択した場合 選択した補償割合 $\{(\text{基準生産金額} \times 0.9) - \text{当年産の生産金額}\} \times (9/9, 8/9, 7/9, 6/9)$ 最高補償割合 8 割を選択した場合 選択した補償割合 $\{(\text{基準生産金額} \times 0.8) - \text{当年産の生産金額}\} \times (8/8, 7/8, 6/8)$ 最高補償割合 7 割を選択した場合 選択した補償割合 $\{(\text{基準生産金額} \times 0.7) - \text{当年産の生産金額}\} \times (7/7, 6/7)$

- ⑩ 一筆、半相殺、全相殺方式の引受収量は、基準収穫量に選択した各補償割合を乗じて算出します。

(12) 分割評価

通常行うべき肥培管理の粗放、病虫害防除の不適切、その他共済事故以外の原因によると認められる減収がある場合には、その原因による減収量と共済事故による減収量とを分けて見積もり（これを分割評価といいます。）、この分割された減収量は支払対象として取り扱わないこととなります（共済金の支払対象外）。

分割減収量は、該当耕地の基準収穫量に分割割合（例えば 10%、20%）を乗じた数量とします。

(13) 水稻の品質方式・麦の災害収入共済方式

一筆方式、半相殺方式及び全相殺方式は収量を補償する方式ですが、収量の減少のほかに品質の低下も補償する方式が水稻品質方式、麦災害収入共済方式です。

〔具体的計算例 水稻主食用米〕

- ① 出荷実績から、等級別単収の最高と最低を除く中庸 3 年の平均を算出してその割合を算出します。

5 か年中庸 3 年平均	単収	左の割合
平 均	5 0 0 kg	1 0 0 %
1 等米	4 9 0 kg	9 8 %
2 等米	1 0 kg	2 %
3 等米	0 kg	0 %
規格外	0 kg	0 %

- ② 10 a 当たり基準生産金額の算出は、等級別の価格を乗じて計算されます。

規格	単収		1 kg 当たり補償額		基準生産金額
1 等	4 9 0 kg	×	1 9 8 円	=	9 7, 0 2 0 円
2 等	1 0 kg	×	1 8 8 円	=	1, 8 8 0 円
3 等	0 kg	×	1 7 2 円	=	0 円
規格外	0 kg	×	1 4 0 円	=	0 円
					9 8, 9 0 0 円

⑧ 1 kg 当たり補償額は産地銘柄（品種）ごとの等級別単価で、国から毎年告示されます。
上記補償額は、平成 24 年産適用。

- ③ 共済金の計算方法

〔具体的計算例〕

当年産出荷実績 1 等米単収 1 0 0 kg 2 等米単収 2 3 0 kg
最高補償割合 9 割で選択した補償割合 9 割の場合

共済金の支払条件は、

- ① 当年産の収穫量が基準収穫量を下回っていること。
- ② 当年産の生産金額が基準生産金額×選択した最高補償割合を下回っていること。

① 当年産収穫量 3 3 0 kg 基準収穫量 5 0 0 kg

② 当年産の生産金額の算出は、

規格	単収		1 kg 当たり補償額		生産金額
1 等	1 0 0 kg	×	1 9 8 円	=	1 9, 8 0 0 円
2 等	2 3 0 kg	×	1 8 8 円	=	4 3, 2 4 0 円
当年産の生産金額					6 3, 0 4 0 円

当年産収穫量 330kg < 基準収穫量 500kg … 条件①

当年産生産金額 63,040 円 < 基準生産金額×選択最高補償割合 89,010 円 … 条件②

条件①、②とも満たしているため下記により共済金が支払われる。

③ 共済金支払計算

基準生産金額 × 0.9	当年産生産金額
減収金額	= (98,900 円 × 0.9 = 89,010 円) - 63,040 円 = 25,970 円

支払共済金 = 25,970 円 × 9/9 = 25,970 円

* 補償割合は最高補償割合と同率を選択すると共済金は満額支払われます。

(14) 免 責

次の場合は、共済金の全部又は一部につき支払われないことがあります。

1. 通常すべき肥培管理その他損害の防止を怠ったとき。
2. 農家が肥培管理その他損害防止について、組合の指示に従わなかったとき。
3. 共済事故が発生し、あるいは各引受方式・補償割合に対応する共済金支払対象となる損害があると認めたにもかかわらず、農家が組合へその通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
4. 農家が共済細目書の提出（変更の通知）を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって共済細目書に不実の記載をし、あるいは不実の通知をしたとき。
5. 農家が正当な理由がないのに共済掛金の支払いを遅滞したとき。

(15) 共済金額の削減

農作物共済制度は、農林水産省・県の指導、監督のもと、組合と連合会・国の三段階による責任分担を行って広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払いができる仕組みを採っておりますが、組合の財務状況によっては、共済金等をお支払いする金額が削減されることがあります。

(16) 個人情報の取り扱い

NOSAI 団体では、農家のみなさまの個人情報を正しく取り扱うことが事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、関係諸法令のほか、組合が定める個人情報保護方針等に基づき適切に対応いたします。具体的例として、農業者の方から個人情報の取扱いについて水稻共済細目書提出時に同意をいただいたうえ、個人情報の利用目的に沿って対応させていただきます。

(17) 経営所得安定対策と農作物共済制度の関係

水稻共済細目書異動申告票を組合に提出されている方は、販売農家とみなされます。

⑨

- ① 水田は所有しているものの高齢化や兼業化により、耕起・代掻き・田植え、病虫害防除、収穫・調製などの作業と、そこから収穫した米の販売（販売名義が委託先（受託）農家）を併せて、他の農業者の方に委託している場合、水稻共済の共済掛金・賦課金は、実際に耕作・販売を行っている委託先（受託）農家の方にご負担していただくことになります。

これはあくまで農業委員会を通した契約のほか、当事者間の書面による契約（特定農作業受委託契約）を結んでいる場合に限りです。

- ② 水稻作付面積の変更、転作作物・面積、農地面積の変更、水稻・麦作付品種名等の変更がある場合は、必ず市町村（地域農業再生協議会）、農業共済組合に連絡のうえ修正願います。

岩手県農業共済組合連合会  安心のネットワーク **NOSAI 岩手**

〒020-0857 盛岡市北飯岡1-10-50

TEL 019-601-7494

FAX 019-601-7690

<http://www.nosai-iwate.or.jp>